

日時：2022年11月28日（月）

2022年度非正規雇用職員セミナー
社会教育施設で働く非正規雇用職員

博物館の非正規雇用職員

浦幌町立博物館 持田誠

1. 自己紹介を兼ねて
 - ・5館を渡り歩いて感じる博物館の非正規雇用問題
2. 学芸員とはなにか？
 - ・博物館の役割（収集保存・調査研究・教育普及）
 - ・学芸員の仕事内容（技術職・研究職・教育職）
3. 博物館の種類と博物館専門職
 - ・「博物館」の定義
 - ・法律上の「博物館」と「博物館っぽい施設」
 - ・博物館専門職の定義
4. 学芸員の位置付け
 - ・日本に学芸員は何人いるのかわからない
 - ・博物館にいない学芸員の存在
 - ・学芸員よりもブラックな博物館の非正規雇用職員の存在
 - ・正規職員も「学芸員」ではない人が多い？
5. 博物館総合調査による学芸員の実態
 - ・増えている学芸員採用
 - ・非正規雇用学芸員
6. 高学歴ワーキングプアの温床となっている学芸員雇用
 - ・求められるスキルと雇用環境のギャップ（採用条件をみる）
 - ・資格取得と採用実態の乖離
 - ・「研究職」問題
7. 学芸員が非正規雇用だと何が問題なのか？
 - ・博物館は100年後に資料を残す仕事
 - ・現場で磨く技術
 - ・現場で積む実績
 - ・人とモノをつなぐ仕事
 - ・後継者をつくれぬ問題
8. 日本の博物館行政に欠けているもの
 - ・学芸員問題と博物館問題は別
 - ・専門職を横につなぐ組織の無さ
 - ・博物館法は学芸員の未来を変えるのか？
 - ・「博物館」の協会とは別に「学芸員」の組織が必要

1. 自己紹介を兼ねて

- ・詳細は科学技術振興機構の Researchmap をご覧下さい。

→ <https://researchmap.jp/read0149873/>

2. 学芸員とはなにか？

- ・博物館の役割（収集保存・調査研究・教育普及）
- ・学芸員の仕事内容（技術職・研究職・教育職）

→モノを集め、未来に向けてモノを残す仕事…保存のための技術者の側面

→集めたモノや地域について調査研究する仕事…専門の学術分野を持ち新しいことを発見して発表する研究者の側面

→調べてわかったこと、収蔵している資料や地域のことについて、わかりやすく展示や講座を通じて人々に伝える、教育者の側面

※ヒトとモノを繋ぐ役割

3. 博物館の種類と博物館専門職

- ・「博物館」の定義

「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう（博物館法第二条）

→公立のほかに私立の博物館がたくさんある。

→美術館、科学館、動物園、植物園、水族館、プラネタリウム、民家園なども博物館

- ・法律上の「博物館」と「博物館っぽい施設」

→「登録博物館」と「博物館相当施設」が法律上の博物館

文化庁の統計による日本の博物館の数				
種別	登録要件（設置主体）	設置要件	登録又は指定主体	館数
登録博物館	地方公共団体、一般社団法人、宗教法人など	・館長、学芸員必置 ・年間150日以上開館など	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会	914
博物館相当施設	制限無し	・学芸員に相当する職員必置 ・年間100日以上開館など	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会※1	372
博物館類似施設	制限無し	制限無し※2	なし	4,452

※2018年10月現在の「社会教育調査」にもとづく数値

- ・博物館専門職の定義

→博物館に、専門的職員として学芸員を置く（博物館法第4条の3）

→学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる（博物館法第4条の4）。

→資格要件が博物館法第5条により定められている。

※ここでいう「博物館」は法律上の「博物館」

※法律上の博物館以外は、学芸員を置くかどうかは任意…日本の大半の博物館（上表）

4. 学芸員の位置付け

・日本に学芸員は何人いるのかわからない

→そもそも日本には法律上の「博物館」がほとんど無く、このため対象となっている学芸員の数についての性格な統計はない。社会教育調査などから推計するしかない。

→誰も「学芸員」の数を性格に把握できていない＝「学芸員行政」が無い。

・博物館にいない学芸員の存在

→役場で文化財保護の行政事務をとる専門職を「学芸員」として発令している自治体があり、必ずしも「学芸員＝博物館で仕事をしている人」とはならないことも要注意。

・学芸員よりもブラックな博物館の非正規雇用職員の存在

→展示解説員、剥製師、保存科学技術者、ミュージアム・ライブラリアン、エドьюケーター、ミュージアムショップ、守衛、清掃 et c

・正規職員も「学芸員」ではない人が多い？

→任用資格なので、発令されて初めて「学芸員」

→学芸員発令がされておらず「(自称)学芸員」「(なんとなく)学芸員」の人が多く。

5. 博物館総合調査による学芸員の実態

	平成9年		平成16年		平成20年		平成25年		令和元年				
	N=		N=		N=		N=		N=				
館長	常勤館長総数(無回答の館を除いた館についての人数)	1,756	1,056人	1,861	1,133人	2,131	1,285人	2,161	1,219人	2,242	1,377人		
	館長が常勤している館の割合(回答館全体に占める割合)	1,891	55.8%	2,030	55.8%	2,257	56.9%	2,258	54.0%	2,314	59.5%		
常勤職員	常勤職員がいる館の割合	1,654	92.6%	1,997	86.9%	2,089	82.0%	2,161	83.4%	2,120	89.1%		
	常勤職員総数(館長を除く)		13,178人		13,592人		13,784人		13,665人		13,493人		
	内訳	副館長		531人		571人		607人		578人		600人	
		学芸系職員	1,654	4,494人	1,997	4,591人	2,089	4,914人	2,161	4,634人	2,120	5,254人	
		事務・管理系職員		4,936人		5,208人		4,703人		3,624人		4,965人	
		学芸・事務管理系職員		3,216人		3,222人		3,560人		4,829人		2,674人	
	1館当たりの常勤職員数(館長を除く/平均)	副館長		7.97人		6.80人		6.60人		6.32人		6.36人	
		内訳	副館長	1,654	0.32人	1,997	0.29人	2,089	0.29人	2,161	0.27人	2,120	0.28人
			学芸系職員		2.72人		2.30人		2.35人		2.14人		2.48人
			事務・管理系職員		2.98人		2.61人		2.25人		1.68人		2.34人
学芸・事務管理系職員		1.94人		1.61人		1.70人		2.23人		1.26人			
非常勤職員	非常勤職員がいる館の割合	1,654	41.9%	1,997	46.4%	2,089	53.0%	2,161	53.9%	2,120	55.9%		
	非常勤職員総数		2,802人		3,732人		4,466人		5,185人		5,375人		
	内訳	副館長		100人		81人		140人		98人		159人	
		学芸系職員	1,654	933人	1,997	1,131人	2,089	1,410人	2,161	1,364人	2,120	1,631人	
		事務・管理系職員		1,104人		1,688人		1,838人		1,571人		2,574人	
		学芸・事務管理系職員		665人		832人		1,078人		2,152人		1,011人	
	1館当たりの非常勤職員数(館長を除く/平均)	副館長		1.69人		1.87人		2.14人		2.40人		2.54人	
		内訳	副館長	1,654	0.06人	1,997	0.04人	2,089	0.07人	2,161	0.05人	2,120	0.08人
			学芸系職員		0.56人		0.57人		0.67人		0.63人		0.77人
			事務・管理系職員		0.67人		0.85人		0.88人		0.73人		1.21人
学芸・事務管理系職員		0.40人		0.42人		0.52人		1.00人		0.48人			

注)「常勤職員」と「非常勤職員」の人数(総数及び平均)は、「常勤」と「非常勤」に分けて「副館長」「学芸系職員」「事務・管理系職員」「学芸・事務管理系職員(学芸系であると同時に事務・管理系でもある職員)」の人数を尋ねた質問において、いずれかの項目に1人以上の人数が記載されていた館の回答を有効として集計した。

・増えている学芸員採用

→定年退職者の発生により、ここ数年学芸員の採用件数が増加している。

・「非常勤職員がいる館の割合」は増えており、なかでも「学芸・事務管理系職員」の非常勤職員割合が増えている。

→正規雇用から非正規雇用への転換、学芸・事務との兼務が増加しているのではないかと？

6. 高学歴ワーキングプアの温床となっている学芸員雇用

- ・求められるスキルと雇用環境のギャップ（採用条件をみる）

→「専門職」としてスキルが高度化

→大学院修士修了者が増加傾向。博士号取得者も。

- ・資格取得と採用実態の乖離

→資格は短大卒でも取得できるが、採用されるには大学院レベルの知識・技術・「経験」が求められる→非正規雇用などで実際に館へ勤務した経験が求められるケースも

- ・「研究職」問題

→学芸員は発令や位置付けも曖昧なため、大学教育のような「研究職」としての位置付けが俸給表上も認められている博物館は、国立、都道府県立、一部の政令指定都市立のみ。

→行政事務職なのか研究職なのかという整理がされておらず、採用されてから自らの立場に悩む学芸員が多い

7. 学芸員が非正規雇用だと何が問題なのか？

補佐	社会教育主事	会計年度(フル)	会計年度(フル)
			持田 誠

起案票にみる差別的表記

- ・博物館は 100 年後に資料を残す仕事

→100 年モノを残す職員を 3 年で使い捨て？

- ・現場で磨く技術

→「資格」があれば務まる技術は「技術」なのか？

- ・現場で積む実績

→館種、コレクション構成によって、求められる技術は異なる。

→配置されてから技術を磨き実績を蓄積する必要

- ・人とモノをつなぐ仕事

→地域との信頼関係の構築が学芸業務のカギ…2-3 年では信頼は築けない

- ・後継者をつくれぬ問題

→複数配置の無い一人勤務館、一人専門館

→後輩たちに自信を持って勧められる雇用環境、労働環境か？

8. 日本の博物館行政に欠けているもの

- ・学芸員問題と博物館問題は別
- ・専門職を横につなぐ組織の無さ
- ・博物館法は学芸員の未来を変えるのか？
- ・「博物館」の協会とは別に「学芸員」の組織が必要